



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 最低賃金が今年も大幅に上がったそうですね。いったいどこまで上がるのかと心配です。最低賃金について、詳しく教えてください。

A 日本の賃金水準は世界に比べて見劣りがするのは周知の事実ですが、物価の急上昇から労働者の生活を守るためにも最低賃金を上げなければなりません。「最低賃金を2030年代半ばまでに1,500円に引き上げる」とした政府の目標があります。この目標を達成するには単純に考えて約10年で450円のUPが必要です。このまま毎年50円上げるとしたら2033年に1,505円になります。その時までには他国も上げているでしょうから、諸外国に追いつくためにも、毎年50円以上上げるのは必要なことだと思います。

さて、今年の最低賃金について改めて見てみましょう。公労使三者構成の中央最低賃金審議会では、50円引き上げて全国平均1,054円にする目安額を答申しました。実際は、目安額以上の引き上げをした県が27県と多く、全国平均が1,055円になりました。ビックリですね。目安額を超える引き上げを決めた27県は、主に最低賃金が低い県となっています。

人口減少が急速に進む地方で、少しでも賃金を上げ、若者を引き止めたいという切実な理由で、引き上げを余儀なくされた県もあります。また、インバウンド需要が回復し、人手確保のために大幅な時給アップを余儀なくされた県もあります。

最低賃金制度では、地域を経済状態によってA・B・Cと3段階に分けています。今回はAランクの県は全て50円、それ以上引き上げたのはBとCの県でした。特に突出したのは徳島県(B)84円、愛媛県(B)59円、岩手県(C)59円などです。A・B・Cのランク付けは、一人当たりの県民所得や1世帯当たり消費支出等の経済指標で付けられるとのことですが、ランク数の削減が格差是正に繋がるという意見もあります。

自社の最低賃金をチェックする際には、対象となる賃金・ならない賃金に注意しましょう。

【最低賃金の対象となる賃金】

- ① 基本給
- ② 諸手当（下記を除く）

【最低賃金の対象とならない賃金】

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 時間外手当、休日出勤手当、深夜勤務手当
- ③ 臨時に支払われる賃金(賞与など)

千葉県は10月1日から1,076円が最低賃金となりますが、鉄鋼業だけは令和5年12月25日から1,096円が最低賃金となっていますので注意が必要です。又、障害のある従業員の場合、所轄労働基準監督署に申請することによって最低賃金の適用を除外することも可能な場合があります。(なかなか難しいですが…)

最低賃金の支援策として「業務改善助成金」と「キャリアアップ助成金」「IT導入補助金」などがあります。該当する事業所はぜひ申請をご検討ください。

助成金ではありませんが、「賃上げ促進税制」は法人税などから税額控除できる制度です。

最低賃金は、労働者が就労する事業場のものが適用されます。派遣労働者も、派遣先事業場の「地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金」が適用されることから、派遣元事業主は、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握し、派遣労働者に周知する義務があります。

例えば、

- ① 千葉県の地域別最低賃金は1,076円ですが、派遣先が千葉県内でも、鉄鋼業であれば1,096円(鉄鋼業の最低賃金)が適用されます。
- ② 千葉県にある派遣元が埼玉県にある工場に派遣すれば、埼玉県の地域別最低賃金1,078円が適用されます。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980